

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月13日

広島市長 殿

提出者

住所 広島市中区平野町1番16号

氏名 株式会社 砂原組

代表取締役 砂原 傑

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-243-7428

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 砂原組
事業場の所在地	広島市中区平野町1番16号
計画期間	令和6年4月1日より 令和7年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	(06) 総合工事業
②事業の規模	完工高 5,240,000,000円 令和5年度
③従業員数	93人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	産業廃棄物発生→分別 (工事現場) →収集・運搬 (運搬業者) →処分 (処分業者)

別紙1  
(産業廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度(令和5年度)実績量  
計画:今年度(令和6年度)計画量

産業廃棄物の種類	単位:トン/年																			
	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	
燃え殻																				
汚泥	10.34	10	8.8	10								1.54	0	0	0	1.54	0			
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	240.135	200	0	0								240.135	200	0	10	9.69	20			
紙くず	38.31	30	0	0								38.31	30	0	5	38.31	30			
木くず	189.521	160	0	0								189.521	160	79.64	100	189.521	160			
繊維くず	2.326	2	0	0								2.326	2	0.516	1	0.516	1			
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず	107.356	90	0	0								107.356	90	0	5	107.356	90			
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	33.9	20	0	0								33.9	20	0	0	0	0			
鉱さい																				
がれき類	5839.364	5000	0	0								5839.364	5000	1681.872	2000	5673.58	4500			
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
建設混合廃棄物																				
石綿含有産業廃棄物	13.75	10	0	0								13.75	10	0	0	0	0			
廃石膏ボード	62.15	50	0	0								62.15	50	33.56	35	62.15	50			
蛍光灯	1.068	1	0	0								1.068	1	1.068	1	1.068	1			
がれき類(石綿含有)	27.38	20	0	0								27.38	20	0	0	0	0			
合計	6565.6	5593	8.8	10	0	0	0	0	0	0	0	6566.8	5583	1796.656	2157	6083.731	4852	0	0	0

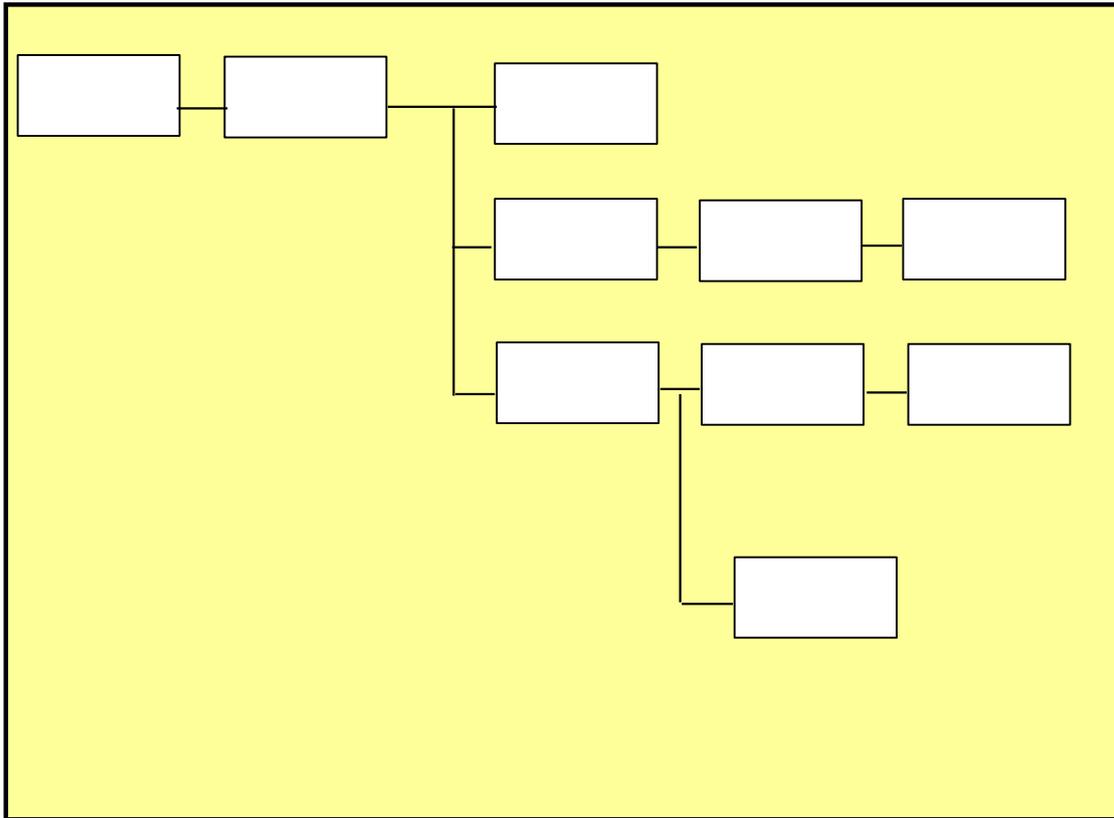
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したもので提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>・ unnecessary 取り壊作業の抑制、必要以上の梱包を行わないようにする。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>・ 上記の項目をこれまで以上に推進する。</p>

### 3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	・コンクリート殻、アスファルト殻、廃プラスチック、木くず、紙くず等
②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	・今後も同様に行う。

### 4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・汚泥を高機能性地盤材料に再生する。 (ボンテラン工法による)
②計画 (今後実施する予定の取組)	・今後も上記の取り組みを推進する。

### 5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・現在、実施していない。
②計画 (今後実施する予定の取組)	・今後も実施する予定はない。

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>・現在、実施していない。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>・今後も実施する予定はない。</p>

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>・優良な収集運搬業者・処分業者と適正な委託契約を締結している。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>・今後も上記の方法で委託を行い、また、優良認定業者との委託契約を行う。</p>